

# 公益財団法人日本健康・栄養食品協会

## 平成 25 年度 臨時評議員会議事録要旨

1. 開催日時 平成 25 年 11 月 18 日（月）15 時 30 分～17 時 00 分
2. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3 階 会議室
3. 評議員現在数及び定足数  
総数 15 名、定足数 8 名
4. 出席評議員 11 名  
（出席）橋本賢次郎、白神俊典、末木一夫、鶴田康則、徳山陽慈、笛木弘治、堀 悟郎、松井睦子、松田 朗、森田邦雄、若尾修司  
（欠席）宗林さおり、成松義文、馬場良雄、綿谷直人  
（監事出席）松田紘一郎  
（出席理事）下田智久、加藤 博
5. 議 事 報告事項
  - ・業務執行状況について
  - ・健康食品の機能性表示について
6. 会議の概要
  - (1) 定足数の確認等  
定足数の充足を確認後、本会議の議事進行について説明。
  - (2) 議事の報告状況及び決結果等  
議長が定足数を満たしているので、会議が成立しているとの宣言し、議事録署名人として、森田評議員、若尾評議員の 2 名が指名された。  
(報告事項)
    - ・業務執行状況について  
各部長より業務執行状況について資料に基づき報告があった。  
説明の後、議長が本報告事項について意見を求めたところ、次の質疑応答があった。(質疑応答)  
評議員： レスベラトロール食品について、今回作った規格基準のものと、医薬品でアンチスタックスという製品があるが、その違いについて教えてほしい。また、GMP は将来的に錠剤、カプセル、顆粒のレベルで義務化されるか。その場合、現在実施している GMP のマークが必要なくなると思うがその点についてはどうか。  
健康食品部長： アンチスタックスは、「赤ブドウ葉抽出エキス」を使用した、ダイレ

クト OTC 医薬品として最近市販された。一方、厚生労働省は、レスベラトロールを抽出する原料である「西洋ブドウの葉」は、「もっばら医薬品」への区分変更は行わないとしている。したがって、西洋ブドウの葉は医薬品原料としても使用できる状況である。また、GMP マークについては、錠剤、カプセル状等のサプリメントの製造に GMP が（日本でも）義務化されたら、製品へのマーク表示は必要なくなる可能性があると思う。

評議員： レスベラトロールについては医薬品につかえるものと JHFA マーク食品に使えるものは同じものということか。

健康食品部長： レスベラトロールの原材料は必ずしもブドウの葉だけではなく幅広くブドウ全般に及ぶのだが、ブドウ葉だけが医薬品として製造承認を受けた。

評議員： 現在、健康食品認証制度協議会で GMP も第三者認証をしようという動きのなかで、二つの機関があるわけだが統一は難しいのか。

健康食品部長： 細かい表現等が違うが、基本的には厚生労働省のガイドラインに基づいているのでベースは同じだと思う。

評議員： 特定保健用食品部の広告審査部会で審査対象が TV、新聞等多岐に及んでいるがどのような審査を行っているのか。

特定保健用食品部長： 新聞、雑誌については半年間に実際出された広告について、各企業から提供されたものを審査した。TV についてはビデオリサーチに情報を提供してもらい審査した。かなりの数になるので、特定保健用食品部の広告部会で一次審査をして抵触する恐れのあるものをピックアップし審査会上げて審査をしてもらった。但し、資料についてはすべて委員に見せている。

評議員： 渉外広報関係で、「JDA Club」の対談で「健康寿命」は健康食品で延ばす、からだの中から健康チャージということが出てきているが、現在、第 2 次健康日本 21 プロジェクトで健康寿命の延伸が推進されているところだが、その中に健康食品という言葉が出てこない。今後何年かの間に何か見えてくるのか。

理事長： JPSSO の岩城理事長との対談のタイトルはこちらで選ばせてもらった。私としては健康食品は健康寿命に寄与する、医薬品は平均寿命の延伸に寄与するという考え方でいる。実現するかどうかは消費者庁のアンケート調査等を見ていても期待が高いため応えていきたいと思う。次に報告する健康食品の機能性表示に繋がることなのでそこで確認してもらいたい。

議長： 評議員が言うのは、厚生労働省が健康日本 21 の宣伝をする時に、もっと健康食品があるということを出してほしいということだと思う。

・健康食品の機能性表示について

引続き、事務局より健康食品の機能性表示について報告があった。

説明の後、議長が本報告事項について意見を求めたところ、次の質疑応答があった。

(質疑応答)

評議員： 山東会長が中心の「健康食品の機能性表示」研究会はどのようなものなのか。

事務局長： 議員で作られている研究会で、しっかりした健康食品の表示制度ができるように研究する会だと聞いている。

理事長： 当協会の山東会長は業界の発展に熱心で、この度の閣議決定を踏まえて、是非勉強をしたいということでこの研究会が立ちあがった。そこに私たち協会が説明に行ったところだ。

議長： いろいろ議員の方々が集まって検討しているようだが、どのような方向を向いているのか。

理事長： 第三の表示制度の実現に向けてどのような意見があるのかを聞かれたが、次は行政側の意見を聞くということだった。

評議員： 広告や表示についてのシステムが実施されたら、いいものが残り、悪いものが淘汰されるようになるのか。

事務局長： そのところは消費者庁や所管官庁が考えていくことだと思う。

評議員： 資料の中で特定保健用食品の拡大等々とあるが、今後、健康食品の機能性表示を考えていく場合薬事法の制限にぶつかると思う。今のトクホの表示はわかりにくく消費者も理解しにくいように思う。表現を国際的に比較した場合、病気の名前はもとより体の部位の名前も言えない状況だ。今後、そこらへんはどのような要望をしていくのか。

事務局長： 制度をどのようにしていくかは行政が考えること。今の時点で法律のどの部分を動かすかを考えるのは協会の範疇ではない。

評議員： 今、食品の偽装表示問題で騒がれているが、健康食品も原料が国産と言いながらそうではないものがあると思う。そのような会社をきちんと調べていくのが協会の仕事だと思うがどうか。

理事長： 私が就任したとき、七つの改革項目があり大多数を実現させた。ニューJHFA についても報告書を出してもらっているが、まだ実行に移していない。何故かという、今回の新しい健康食品の機能性表示との絡みがあるので実現化を待っているところだ。評議員がいうトレサビリテーについても大事な課題だと考えている。

評議員： 我々業界も機能性の表示をしたいと永年来思っていて来ているところだが、このたびの制度が新しく出来た場合、従来ある JHFA マークとの関係はど

のようになるのか。私たちは協会の会員であるのだが、今度の新しい認証システム制度は協会に入っていないなくてもどこでも取得できるということになったら、我々会員はどこを目指して、どこに位置付けをしながら仕事をしていけばいいのか。この制度はいい面もあるが不安な面もあると思われる。今後の方向性を聞かせてもらいたい。

事務局長： まず、安全性と品質の確保が基本だと考えている。これはGMPや原材料の認証、JHFAでの品質規格の認証で製品の安全性が担保できると考える。それが最低条件にあり、それにヒト試験をした文献の中から機能性を言っているというものが有識者から示されれば、その食品を認証しようという制度を考えている。前段の最低条件の部分が無ければいくら機能性があるからといって認証するという事ではない。その制度を一貫して協会でも実施できればと考えている。JHFA規格の認証を取っていることやGMPや原材料の認証を取っていることが基本的なベースになると考えている。

評議員： 心配しているのは、ハイクオリティー認証等いろいろな認証制度があるなかで、一般消費者から見ると認知されているものは何かということだ。我々が協会のマークを沢山付けても商品の販売になかなか結びつかない。昔は協会のマークがなければ百貨店に納められない時代もあったが、それがなくなった今、協会がこの度の新しい表示制度を実施した場合、そのことで会員をとどめておけるのか。協会の会員になっていることのメリットがあるのか。我々は協会と一緒に業界を育ててきた自負がある。このたびの新しい表示制度の改革は協会でも実施していくのだという業界での位置付けをしてほしい。

議長： 規制改革緩和の方向で進んでいるなかで、今後、当協会もマークをどのように維持しかさ上げさせていくか是非考えてもらいたい。

評議員： 私たちCRNも原材料標準書を作っていくなかで、基源原料やトレサビリティをどうするかは非常に難しいところだ。食品が持っている作用について医薬的な評価系ではなく食品の評価系があっていると思う。そのためには基源原料やトレサビリティがしっかりしていないと一貫して同一のものや安全なものは作っていけないと思う。

評議員： 様々意見が出たが、まだ健康食品の定義もなされていないなかで多く健康食品が拡大して来ているように思われる。健康食品のベースの部分についてしっかり取組んでももらいたい。

評議員： このたびの機能性表示は大きなチャンスだと思う。スタンスを揃えて制度の構築に取り組んでももらいたい。

評議員： 「規制改革実施計画」の「食品表示に関する指導上、無承認無許可医薬品の指導取締りの対象としない明らかに食品と認証される物の範囲の周

知徹底」の部分は消費者庁が示さなければならないし、また、ここまで言えるという例示も示さなければならないことになっている。そうした場合、違反の判断は誰がすることになるのか。その運用についてはしっかりウオッチングしていくべきだと思う。

本報告事項について意見を求めたところ、他には意見もなく、出席評議員に了承された。

以上、全報告事項が終了したので、17時00分議長は閉会を宣言し、解散した。